

令和7年度第1回三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会

令和8年2月16日

【事務局（石黒）】 定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、令和7年度第1回三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会に御出席をいただき、ありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます、都市整備部都市計画課の石黒と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、初めに人事異動等に伴い委員の変更がありましたので御紹介いたします。

京王電鉄バス株式会社の柏木委員から大野委員に、三鷹市都市整備部の小泉委員から高橋委員に、三鷹市都市整備部公共施設課の小林委員から山中委員に、それぞれ変更となっております。委嘱状につきましては、席上配付とさせていただきます。

なお、委員の任期につきましては、前任の方の残任期間となります、令和8年11月17日までとなりますが、どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、事前に欠席の御連絡をいただいております委員を御報告させていただきます。佐藤克志委員、高橋伸治委員、加藤邦枝委員、松浦光明委員の4名の方に御連絡をいただいております。現在、お見えになられていない委員の方につきましては、欠席の御連絡をいただいておりますので間もなくお越しになるかと思っております。したがって、本日の代理を含めた出席人数は31名となっております。

次に、本協議会につきましては「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、会議及び会議録を公開することとなっております。記録のために録音、写真撮影をさせていただきますので御了承ください。

なお、本日の協議会につきましては、現在のところ、傍聴を希望されている方はいらっしゃいません。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。席上には、次第、協議会委員名簿、座席表、意見票、資料1「バリアフリーのまちづくり推進協議会の今後の取り組みについて」、資料2-1「令和7年度バリアフリー整備状況一覧表」、資料2-2「令和7年度バリアフリー整備状況等補足資料」、資料3「令和7年度障がい者週間関連イベント（心のバリアフリー推進事業）」、資料4-1「授業（杏林大学）におけるバリアフリーのまちづくりの紹介について」、資料4-2「バリアフリー概論2025年度」をお配りしており

ます。お手元に資料が見当たらない方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

続きまして、本日は報告事項にあります、日程第4「杏林大学でのバリアフリー講義について」を御説明いただくため、協議会設置要綱第6条第2項の規定により、杏林大学の先生に御参加いただいておりますので御紹介させていただきます。

杏林大学保健学部リハビリテーション学科、長島泉講師です。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議事進行につきまして、協議会設置要綱第6条第1項の規定により、会長にお願いするところではございますが、本日は佐藤会長が欠席となりますので、第5条4項の規定によりまして、副会長にその職務を代行していただきます。

それでは、江守副会長よろしくをお願いいたします。

【江守副会長】 皆様、こんにちは。お世話になります。日本大学理工学部交通システム工学科の江守でございます。

佐藤会長が、学務で、どうしても出席できないということだったので、私のほうで、本日は議事進行を代行させていただきたいと思っております。議事の進行に御協力いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の報告事項に入ってまいりたいと思っておりますが、議事に従って進めさせていただきます。

まずは、日程の第1ということで「バリアフリーのまちづくり推進協議会の今後の取り組み」について、事務局のほうから御説明いただければと存じます。

【事務局（岩尾）】 事務局の都市計画課開発指導係の岩尾と申します。着座にて失礼いたします。

それでは、日程第1「バリアフリーのまちづくり推進協議会の今後の取り組みについて」、御説明いたします。資料1を御覧ください。

まず、中心付近にある青い点線より右側を御覧いただきたいのですが、皆様もお持ちのバリアフリーのまちづくり基本構想になります。オレンジ色の点線で囲っているところになりますけれども、令和7年3月に三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2027の策定を行いました。

この基本構想は、上位計画である第5次三鷹市基本計画との整合及び令和2年以降の改正バリアフリー法を踏まえて策定いたしております。

青い矢印の下にお進みいただきたいです。

次期基本構想の策定になります。基本構想の目標年次は、第5次三鷹市基本計画と併せて、令和9年度、2027年としております。次期基本構想の改定時期につきましては、令和10年度以降を予定しております。

次に、中心付近にある青い点線より左側を御覧ください。

バリアフリーのまちづくり推進協議会の今後の進め方になります。黒い点線で囲んである箇所を御覧ください。こちらは、毎年報告させていただいていることになります。

バリアフリー基本構想におきましては、重点整備地区を三鷹駅周辺地区と、三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区、市民センター周辺地区の3地区を定めておりまして、区域内での特定事業の進捗状況の確認、検証等を行います。

次に、下に進んでいただきまして、令和8年度からの取り組みになります。赤い枠で囲っているところを御覧いただきたいのですが、1点目です。高齢者、障がい者等の当事者意見の反映や評価・点検の仕組みづくりです。

バリアフリー化を推進していくためには、やはり当事者の方の参加が重要となりますので、高齢者、障がい者等の当事者の方の意見の反映や評価・点検の仕組みづくりの検討を行っていきたいと考えております。

2点目の赤い枠に囲まれた部分ですが、移動等円滑化促進地区の設定を検討し始めていきたいと考えております。

ここで、移動等円滑化促進地区について御説明したいと思います。裏面を御覧ください。

図を見ていただきたいのですが、図の中の緑色の点線で囲まれた部分が移動等円滑化促進地区になるのですが、その内側に青色の点線で囲まれた重点整備地区よりも広い範囲での設定をします。

駅、バスターミナル、病院、役所などが集まるエリアで高齢者や障がいのある方などが移動しやすいようにバリアフリー化を重点的に進めるために定めた地域が移動等円滑化促進地区になります。複数の関係者間で広くバリアフリーについての考え方を共有していくことが目的となっております。

それでは、表面にお戻りください。

赤い枠で囲っている3点目の次期基本構想の策定に向けて、施設の検証やまち歩き等です。次期基本構想の策定に向けまして、委員の皆様にもまち歩きを実際していただきまして、施設の検証をしていただくことを考えております。

次に、下に進んでいただきまして、オレンジ枠内を御覧ください。協議会で検討や研究

をしていく内容になります。左側のオレンジ枠で囲っているところを御覧ください。

3か所の重点整備地区の生活関連経路や生活関連施設について、引き続き、各生活関連施設の方に進捗状況を確認させていただきまして、それを皆様に御確認していただき、御意見をいただきながら、検証してまいりたいと思います。その際に、当事者参画の推進のため、皆様からいただいた意見やニーズ等を各生活関連施設に御報告したいと思っております。

その右側の赤い枠で囲っているところを御覧ください。

赤色枠内のところが、今後、次期基本構想改定に向けて、重点的に検討や研究をしたい内容となります。

市内全域の取り組みについては、現基本構想でも5章に記載しておりますけれども、3か所の重点整備地区以外の地域も、やはりさらに充実したバリアフリーを推進するために、協議会で御意見をいただいて検討してまいりたいと思っております。

次に、その右側の赤枠で囲っている、心のバリアフリー、教育啓発特定事業の推進になります。こちらは、令和2年度にバリアフリー法の改正によって現基本構想に新しく記載した部分となります。心のバリアフリー、教育啓発特定事業をどのように推進していくかということを検討していきたいと考えております。

これらを踏まえまして、本協議会においても検討や研究を進めまして、令和10年度以降に策定します、次期バリアフリーのまちづくり基本構想に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも御協力のほどよろしくお願いいたします。

今後の取り組みについての説明は以上となります。

【江守副会長】 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対しまして、何か御質問、あるいはコメント等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、金川委員ですね。

【金川委員】 ただいま予定等発表していただきまして、それで、ちょっと頭に引っかかったものは、高齢者並びに障がい者の意見を反映したいということなんですけれども、障がい者というのは、要するに、三鷹に住んでいる障がい者という身障手帳を持っている方を想定しているのか、はたまた、高齢者といっても、これはもう本当に幾つから高齢者だか分からないけど、それを具体的に示していただけると、「あ、そうか」ということがありますので、冒頭申し訳ありませんが、お聞きしたいと思います。

【江守副会長】 この点につきまして、よろしくお願ひいたします。

【事務局（梶原）】 都市計画課長の梶原です。御質問いただき、ありがとうございます。
た。

高齢者、障がい者等はこういった方を想定しているのかということで御質問いただきました。確かに、ここではちょっとざっくりした表現になっておりまして、ただ、実際、御意見を反映させていただき取り組みによって、対象とさせていただき方が変わってくるのかなと考えております。

特に、国のほうの基本方針なんかにも入ってきましたけれども、公共施設を整備する際に、この協議会のほうでも、かねてから当事者に参加していただいて意見をしっかり聞いてくださいというようなことを御意見いただいておりますけれども、公共施設といっても、いろいろと高齢者の方、障がい者の方含めて、いろんな利用者の方がいる施設もあると思いますので、そういった整備する施設に応じて御意見をいただく方もまた変わってくるのかなというところと、あとは、この協議会のほうでも、それぞれを代表されている方もいらっしゃいますので、協議会のほうでも御意見いただきながら、また利用者などにも御意見いただきながら、そういったいただいた意見をどうやってそれぞれの施設整備ですとか、こういったバリアフリーの取り組みに反映していくのかという仕組みづくりをこれからやっていければというところでございます。

以上です。

【江守副会長】 というのですが、金川委員、いかがでしょう。

【金川委員】 どうも分かりました。ただ、何と申しますか、要するに、施設や団体とかそういうところの方を障がい者として話を聞くというよりも、実際に、視覚障がい者、聴覚障がい者等の具体的な方に聞いてもらえるとよいと思います。そういう点をちょっと配慮してくれると、本当に、これは実際こういうことが困っているぞ、心のバリアフリーですよとなっていきますので、順次、計画を立てるときにおいて、その点の御配慮をお願いいたします。

【江守副会長】 ありがとうございます。コメントとして受け取りますが、基本的に対象者としてはバリアフリー法にのっとり対象者がメインとなるかと思っておりますけれども、より幅広い当事者の方々に意見をもらうということが、今の当事者参加という枠組みでいうと非常に重要視されていますので、その対象者というのを広げていくという取り組みについては、引き続き、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、なるべく個別のニーズにのっとして整理を行うということも非常に重要ですが、いかにユーザーを広げていくかというようなユニバーサルデザインという考え方も、今、インクルーシブデザインと言い換えるときもありますが、そういったところを重要視して、当事者参加のより充実した取り組みを期待します。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

私のほうから、1点コメントさせていただきますと、移動等円滑化促進地区というのは、数年前に、法の改正に伴って、より緩やかにエリアを指定して、重点整備地区ほど厳格に計画を進めていくわけではないけれども、必要に応じた整備、計画をしていきたいと思いますというようなエリアとして位置づけていますので、あまり片意地を張って、移動等円滑化促進地区を指定するというのではなくて、今までちょっと取り残していたけど、あるいは、ほかの計画と連携させていくとうまくいきそうだねというような、そういうエリアを指定してもらおうと、ものすごくスムーズにいくかなと思いますので、あまり片意地を張って、ここがこのエリアなんていうような決め方をしなくてもいいかなと私自身は思っていますので、来年度以降、この移動等円滑化促進地区の指定のほうを進めていければと思っています。

では、そのほかにかがででしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、続きまして、日程の2のほうに進めさせていただきたいと思います。

「令和7年度『三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2027』における取り組み状況について」ということで御報告いただけるということになりますので、事務局のほうから、よろしく願いいたします。

【事務局（岩尾）】 事務局の都市計画課開発指導係長の岩尾です。着座にて失礼いたします。

それでは、日程第2「令和7年度『三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2027』における取り組み状況について」、資料2-1と資料2-2を御覧いただきながら御説明させていただきます。お手元に資料2-1と2-2を御用意ください。

資料の作成に当たりましては、各事業者様から回答いただきました。この場をお借りして御礼を申し上げます。ありがとうございました。回答いただいた内容を基に取りまとめたものが、資料2-1「令和7年度バリアフリー整備状況一覧表」です。また、補足資料といたしまして、取り組み内容の写真をまとめたものが資料2-2になります。資料2-1の表紙を御覧ください。

資料2-1では、基本構想で定めた3つの重点整備地区、三鷹駅周辺地区、三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区、市民センター周辺地区に分けて記載しております。それを、さらに各特定事業別に分類して整理しております。3つの重点整備地区にある生活関連施設ごとの特定事業の計画の内容となっております。

50ページ以降は、市内共通の教育啓発特定事業であります、理解協力啓発事業、学校連携協力事業の計画となっております。一番下の凡例を御覧ください。

整備が完了したものを二重丸（完了）、継続的に取り組んでいるものを丸（継続実施）、取り組みや事業に着手していないが検討や研究を引き続き行っているものを丸（継続検討）、未整備、検討や研究に至っていないもの、これを三角（未着手）としております。

それでは、資料2-1の2ページを御覧ください。

三鷹駅周辺地区の公共交通特定事業の表になります。この表は、生活関連施設ごとに計画していただきましたバリアフリー化に関する整備内容、特定事業の整備目標時期、令和7年度の実施状況の表となっております。

表の棒線グラフの部分になりますが、整備目標時期は、前期が令和6年度から令和9年度まで、中期が令和10年度から令和13年度まで、後期が令和14年度から令和17年度までとなっておりますので、現在は前期ということになります。

この表の中で特定事業が完了したものを二重丸、研修、講習会等の継続実施している丸について、資料2-2の写真で紹介させていただいております。

それでは、資料2-2を中心に実際どのように実施していただいたかを御紹介したいと思います。資料2-2、1ページ目、上側を御覧ください。また、参考として資料2-1の20ページ上側も併せて御覧いただければと思います。

こちらは、三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区の公共交通特定事業、京王電鉄さんの取り組みとなっております。駅構内のお客様案内ディスプレイの多機能化を実施しております。これは、異常時の情報の多機能化や外国語4か国語の表示の整備をされました。

次に、資料2-2の1ページ目、下側を御覧ください。資料2-1では、7ページ上側になります。

三鷹駅周辺地区の都市公園特定事業、下連雀児童公園の取り組みです。下連雀児童公園に、インクルーシブ遊具を整備しております。

次に、資料2-2、2ページ上側を御覧ください。参考に、資料2-1、24ページ中段も併せて御覧ください。

三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区の都市公園特定事業、牟礼の里公園の取り組みとなっております。多目的トイレでの改修で、ベビーベッドの整備を完了している写真となっております。

次に、資料2-2、2ページ下側を御覧ください。参考として、資料2-1、14ページ中段も併せて御覧ください。

三鷹駅周辺地区の建築物特定事業、アトレヴィ三鷹さんの取り組みになります。トイレの改修に合わせて、施設のバリアフリー化の整備をさせていただいております。

次に、資料2-2、3ページ上側を御覧ください。また、資料2-1では、14ページ下側を併せて御覧ください。

こちらが三鷹駅周辺地区の建築物特定事業、N・E・O CITY MITAKAさんの取り組みとなっております。ペDESTリアンデッキの2階出入口スロープ部分に手すりの設置が完了しております。

次に、資料2-2、3ページ中段を御覧ください。資料2-1では、39ページの中段も併せて御覧ください。

市民センター周辺地区の建築物特定事業、元気創造プラザ・SUBARU総合スポーツセンターの取り組みです。駐輪場前の視覚障がい者誘導用ブロックをふさがないように、カラーコーンとバーで配慮をしております。

次に、資料2-2、3ページ下側を御覧ください。併せて、資料2-1、42ページ上側を併せて御覧ください。

市民センター周辺地区の建築物特定事業、三鷹消防署さんの取り組みとなっております。エレベーターの入口に点字案内を追加しております。

次に、資料2-2、4ページ上側を御覧ください。併せて、資料2-1、18ページ下側も併せて御覧ください。

三鷹駅周辺地区のその他の事業、上連雀中央児童遊園の取り組みとなっております。出入口のバリアフリー化が完了しております。園内をこのインターロッキングブロックの幅で、車椅子の方でも移動できるような形で整備させていただいております。

次に、資料2-2、4ページ下側を御覧ください。併せて、資料2-1、48ページ上側を御覧ください。

市民センター周辺地区、その他の事業ということで、新川テニスコートの取り組みとなっております。出入口のスロープを舗装工事によって段差のないバリアフリー化工事が完

了しております。

次に、資料2-2、5ページ上側を御覧ください。資料2-1の20ページ上側も併せて御覧ください。

三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区の理解協力啓発事業、京王電鉄さんの取り組みとなっております。視覚障がい者の方のご案内等の講習会を実施していただいております。

次に、資料2-2の5ページ中段を御覧ください。併せて、資料2-1の2ページ中段を併せて御覧ください。

三鷹駅周辺地区の理解協力啓発事業、京王バスさんの取り組みとなっております。運転士の方の接客介助向上のための研修を実施していただいております。

次に、資料2-2、5ページ下側を御覧ください。また、資料2-1の8ページ上側と24ページ下側を併せて御覧ください。

三鷹駅周辺地区、三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区の理解協力啓発事業、井の頭恩賜公園の取り組みとなっております。自転車の利用者への利用啓発・注意案内を実施していただいております。

次に、資料2-2、6ページを御覧ください。

最後に、参考となりますけれども、昨年度の推進協議会の中で、ほっとベンチの管理者の問合せ先の表示についてというお話がありましたが、写真にありますように問合せ先の表示を実施しております。

以上が令和7年度特定事業の実績についての説明となります。

以上で資料2-1、2-2の説明は終わりますが、各事業者様の取り組み、つまりは特定事業の進捗について、一部であります御報告させていただきました。

説明は以上となりますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【江守副会長】 ありがとうございます。

ただいま日程2についての御報告がございましたけれども、何か御意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、瀧澤委員ですね。

【瀧澤委員】 みたか街かど自立センターの瀧澤です。資料のほう、ありがとうございます。

資料2-2の中で、元気創造プラザの総合スポーツセンターで視覚障がい者用の点字誘導ブロックへの配慮ということで写真を見させていただいております。こちらに関してで

すけれども、できれば、今後、実際に当事者の方と一緒に歩いていただけると、このコーンの位置で合っているのか、場合によっては、これ、多分、移動も簡単にできるものなので、スタッフにどのように置いてあるかというようなことの周知をしないと、この点字にかからなきゃいいよねみたいなアバウトな置き方をしてしまうと、かえって実際に使う視覚障がいの方が「これじゃ使えないよ」みたいな話になってしまうと思いますので、こういった置きましただけではなくて、今後、改めて確認等をしていただくと非常にありがたいなと思います。

また、場合によっては、誰でも、この時間に配置をするならば、ここに置きましょうとか、ずれていたら置き直しましょうみたいな、何か一工夫を改めてしていただくと非常にありがたいなと思います。

それから、同じく資料2-2のところの井の頭恩賜公園の自転車のことなんですけれども、おそらく4月から自転車のルールが変わって様々な罰則等が出てくると、ここの部分に関しても改めて見直し等も必要になってくるのかなということが、ちょっと私の中では感じました。この辺に関して、市としても何か対策等の考えがございましたら教えていただければと思います。

以上です。

【江守副会長】 2点ございましたけれども、1点は、視覚障がい者誘導用ブロックのコーンの位置ですね。これだけではなくて、例えば、ほかで当事者と一緒に考えてみたといった事例があると、先ほどの当事者参画とか計画に盛り込むみたいなのところに、ものすごく影響が大きいかなと思います。

それから、もう一つは、自転車に関連するところかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局（梶原）】 御意見、御質問いただき、ありがとうございました。

まず、1点目の当事者参加の件でございますが、新たな公共施設を整備するときだけではなくて、こういった既存の公共施設についても、当事者の方に実際に体験していただいて、御意見をいただくことは非常に大事な事なのかなと考えております。

やり方はまた御相談させていただいて、こちらは市民センター周辺の重点地区になっていきますので、それに合わせた協議会でのまち歩きとさせていただくか、それとも個別に施設のほうで当事者の方に御利用いただいて、御意見いただくかというのは検討させていただければと思います。

もう一点、自転車の関係に関しては、すみません、私のほうでは、あくまで道路上の話

かなということで認識はしておるのですけれども、自転車のマナーの問題というところもございまして、また、制度改正に伴って、皆さん、マナーを逆に気をつけていただけるのかなとは思っておりますが、そういったものと併せて、こういった道路外の公共施設などにおいても、マナーですが、皆さんの意識が変わってくる、もしくは、その状況に応じてながら、また案内の仕方も検討して、事業者の方と御相談させていただければいいのかなと考えています。

以上です。

【江守副会長】 瀧澤委員、いかがでしょう。

【瀧澤委員】 よろしく願いいたします。

以上です。

【江守副会長】 それでは、ほかにいかがでしょうか。

では、まずは、照沼さんですね。次に、伊藤さん。

【照沼委員】 資料ありがとうございます。資料2-2の5ページの京王バスさんのところで「接遇介助向上のための研修の実施」とあるんですが、こちらは身体の障がいのある方用なのか、それとも、発達障がいとかそういう精神面の障がいの方への研修なのか、どちらになるのかなと思ひまして、よろしく願いします。

【江守副会長】 研修については、いかがでしょうか。

よろしく願いいたします、大野委員。

【西森委員代理】 御質問ありがとうございます。京王バスの委員の大野の代理で出ております、西森と申します。

御質問いただきましたこちらで紹介させていただいております、映像を使用した研修の内容につきましては、身体障がい者等、車椅子利用者の方の介助の仕方、並びに視覚障がい及び聴覚障がいの方の対応の仕方についてがメインで作成しているものではございます。

一方で、こちらとはまた別に、交通エコロジー・モビリティ財団が主催しております、交通サポートマネージャー研修というものを外部でやっただいていただいているところがございます。まして、こちらは、当事者の方が講師になっていただいて、先ほど御質問ありましたとおり、いわゆる発達障がいのお子様のいる親の方から「こういった困り事があるんですよ」というところなども含めた形ですね。あと、周りからよく見ても、すぐに障がいがあるかどうか分からない場合とか、そういったところなんかも含めて研修を受けさせていただいているところもございます。

ただ、こういった映像にしておく、全乗務員がこれを見ることができるという状態になるんですけども、先ほどの外部の研修は、限られた、いわゆる指導する立場の乗務員であったりとか、あと、運行管理者、営業所の所長とか副所長とかいう立場の人間ですね。こういった人間に受講させているので、そこから伝えていくみたいな形になってくる。いずれにしても、これをすれば全部完璧ですとは思っていないんですけども、できることから少しずつ研修のほう、教育のほうを進めていきたいと考えております。

なお、ちょっと補足といいますか、こちらの映像は、瀧澤委員がいらっしゃっておりますけれども、みたか街かど自立センターの方々に御協力いただいて、出演していただいて、こちらの映像を作成することができましたので、こういった形で少しでもお互いに理解し合える環境というのをつくっていきたいとは思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上になります。

【江守副会長】 照沼委員、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

【照沼委員】 はい。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

【江守副会長】 それでは、伊藤委員、お願いします。

【伊藤委員】 バスの14系統は、小田急バスでしょうけど、それで、明星学園バス停で降りると、地図があるんですよ。それで、ジブリ美術館に行くのにあそこで降りる方はスマホを使える方はいいんですけど、その地図のところへ、ジブリ美術館のほうの矢印を付けてもらいたいなと思って、それでお願いしたんですよ。どうなんでしょうか。

【江守副会長】 ちょっと、私、状況が分かりませんが、マップの位置ですかね。

【伊藤委員】 マップがあるんですよ、乗り場の降りるところには。待っているところにはないんですけど。それで、ジブリ美術館に行く方のために、バスの方についても放送するんですよ、バスの中で、小田急バスが。それだもんだから、そこで降りるんですけど、日本人ばかりじゃないもんですから、スマホをよく使えるならいいんですけど。

矢印か何かを地図のところに、ジブリ美術館への地図を付けてもらえれば、それは小田急バスじゃなくて、市の地図の上だから。

【江守副会長】 バスの降り場ですか。

【伊藤委員】 バスの降り場のところに地図があるんですよ、住居表示案内図が。

【江守副会長】 だから、その流れがあんまりよくないよということですね。

【伊藤委員】 うん。だから、降りても、スマホをよく使える人はいいんですけど、分か

んない人は、うろうろしてるんですよ。

【江守副会長】 降り場問題ですね。その辺の案内。

【伊藤委員】 急に、バスの中で放送するんですよ。前はやらなかったんですけどね。三鷹駅から来るバスはいいんですよ、ジブリ美術館の前でとまりますから。

【江守副会長】 降り場問題ということで、よろしくお願いします。

【事務局（中嶋）】 都市交通課の中島です。

今、伊藤委員がおっしゃった、バスの降り場のところに地図を、ジブリ美術館を表示してほしいということだと思いますので、ちょっと現場を確認しつつ、特にインバウンドの方、外国の方が多いので、そういった方がうまく行けるように、ちょっと少し現場を確認させていただいて、回答したいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

【江守副会長】 降り場は非常に難しい問題ですので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

では、日隈委員、よろしくお願ひいたします。

【日隈委員】 すみません。ありがとうございます。

資料2-2の5ページの京王バスの運転士の接遇介助向上の研修の実施というのを拝見しまして、今、私が在宅支援している方なんですけれども、高齢者の方で、ふだん出かけるときに、自宅の近くの京王バスと小田急バスを以前は両方使っていたらしいんですけれども、ステップ、通路が京王バスのほうが狭いということで、1回京王バスに乗って、手押し車を押してたんですけれども、自分で「よいしょ、よいしょ」と乗りまして、京王バスのほうが通路が狭くて、ひっくり返っちゃって転んじゃって、それから京王バスが怖くなっちゃったということで、今、小田急バスでお出かけしていますが、こういうのを拝見して、ぜひ今後も研修を実施していただきたいなと思いました。

【江守副会長】 ありがとうございます。補助具でバスの中で転倒されてしまったということなんですけれども、引き続き、こういった研修、各社、今ものすごく努力されていまして、サービス介助士とかそういった資格を持ったりとか、あるいは、先ほど御紹介ありましたけれども、サポート研修なんかも各社で受けていただいているようでございますので、引き続き、この取り組みを進めていただければと思っておりますし、さらに、映像に、市民が協力、あるいは当事者の方が協力したということで言うと、非常に大きな成果かなと思っております。

私、ちょっと懸念したのは、こういった計画というか実施報告がありますけれども、「本

当に当事者の方に聞いてやったの？」というところがすごく不安で、実際に、ちょっと話が延長しちゃいましたけれども、例えば、瀧澤委員から指摘された視覚障がい者誘導用ブロックも、これ、元を正せば自転車の利用と問題はかぶっているんじゃないかなとか、あと、一番最後もそうですけれども、自転車利用のマナー啓発が充実しないと、もしかしたらバリアが増えていっちゃうよとかですね。

それから今、日隈委員からも御指摘がありましたとおり、ハードは整ったけど、それを提供する側にそういった意識がないと、うまくそのハードも活用されていなくて、外出の機会をそいでしまうというところもあるかなと思いますので、ぜひ計画を立てていく段階でいろんな人に話を聞いていく、それを実行していくというところを心がけていただけるといいかなと思っております。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に進めさせていただきますが、また何か振り返ってというところがあれば、御質問いただければと思いますが、先に進めさせていただきます。

日程第3「心のバリアフリー啓発活動について」ということで、事務局、御説明いただければと思います。

【事務局（寫根）】 障がい者支援課長、寫根と申します。よろしくお願ひいたします。

資料の3を御覧ください。こちらは、障がい者支援課が、障がい者週間、心のバリアフリーとしまして実施しましたイベントを記載したものでございます。簡単に御説明させていただきます。

まず、1の趣旨・目的でございますが、主には、やはり障がいへの理解の促進と、あとは障がいのある方が社会の参加ですとか、参加する意欲を高めることを目的として実施している事業となっております。

2の事業概要でございます。A、アートイベントとしまして「アール・ブリュットみたか2025」、こちらは今年度で4回目の開催となっております。

こちらは、芸術文化課と障がい者支援課の共催でアートイベントという位置づけで実施しておりまして、障がいの有無や、専門的な美術教育の有無に関わらず、多様で自由な表現の場を設けることによりまして、共生社会の推進ですとか多様な芸術文化に触れられる機会を提供することが目的となっております。期間ですとか場所については、記載のとおりでございます。

B、作品展、こちらは「みたかカラフルアート」及び放課後等デイサービス事業所連絡

会の展示となっております。こちらは、毎年度、同様の時期に市役所1階のロビーで展示を行っております。

目的としましては、展示作品を通じまして、市民に障がいへの理解を深めてもらうこと、それと、障がい者の社会参加の場を広げることを目的としております。

Cの販売会、こちらは「みたか星風マート」といって、星風マートは年に4回ですが、三鷹駅前緑の小ひろばで2回、あと市役所で2回販売を行っております。

目的としましては、障がい者福祉施設等で製作した自主製作製品の展示即売会を実施することで、障がい者の就労意欲の向上ですとか、あとは工賃の向上を図りながら、自主製作の販売を障がい当事者がすることによりまして、障がいに対する理解を進めることも目的としております。

Dの企画展示でございます。こちらは、事業所活動内容の紹介の展示と、あとは当事者部会活動のパネル展示ということで実施いたしました。

事業所活動内容の紹介展示は、今年度より実施しました事業で、福祉事業所の活動内容をパネルで紹介することによりまして、障がいに対する理解の促進を目的としております。また、三鷹市地域自立支援協議会の専門部会でもあります当事者部会が、今回は当事者の立場で災害に備えて何ができるかを目的に実践したことをパネルで紹介いたしました。

E、映画上映です。こちらは心のバリアフリー映画上映会ということで、障がいの有無や老若男女問わず、映画を一緒に楽しむことによりまして、障がいに対する理解を深めることが目的となっております。映画鑑賞の際は、字幕つきとしているほか、車椅子で鑑賞できるスペースや、ずっと座っていることがなかなか難しい方へ「ごろごろスペース」といって、寝転がって見られるようなスペースも用意して実施しております。

最後、F、パンフレットの配布です。こちらは、市内小学4年生への啓発用パンフレット配布ということになっておりまして、こちらも今年度より実施しております事業です。早期から障がいに対する理解を深めていただくために、小学4年生にも分かるような形でパンフレットを配布をして啓発を図っているところでございます。

以上が障がい者関連イベントの説明になります。

【江守副会長】 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対して、御質問等ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

基本的には、先ほどの資料の2-1の50ページにも位置づけられている活動かと存じま

す。このような理解協力啓発事業という名前ですけれども、バリアフリー法上は教育啓発特定事業というような位置づけで三鷹市さん独自で設定されているイベントかと思います。

バリアフリー法という法律は、これまでハードウェアを重点的に整備しましょうというような計画を進めてまいりましたけれども、それを適切に運用していくための相互理解という位置づけで、この教育啓発特定事業を推進するというような段階に入ってきていることになるかと思います。よろしいでしょうか。

こういった活動を今年度はされましたけれども、これも継続的に行われると。さらに、こちらについても当事者と共にやっていけるといいかなと思いますので、大変かと思いますが、引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、日程4ということになりますけれども、よろしいでしょうか。

ちょっと私のほうから先ほどの日程2についてなんですけれども、一言というか、資料の2-1についてなんですけど、せっかく御報告いただいていたものがかなりあると思いますので、これ、年度で区切っていただくといいかなと思っていまして、実行の年度ですね。

これ、二重丸が完了ですよ。完了ということですが、これで終わりで永続的ということでもないかなと思うんですよ。要は、例えば、設備が10年後、それから形骸化するとか、そういったこともあり得ますし、どの年度で何をやったかということが分かると、より後世に伝えられるようなチェックシートになるかなと思いますので、それをお願いしたいかなと思いましたというコメントでございます。すみません。

では、日程4に入らせていただきますが、よろしいでしょうか。

「杏林大学でのバリアフリー講義について」ということで、こちら事務局のほうから御説明いただければと思います。

【事務局（梶原）】 都市計画課長の梶原でございます。日程第4につきまして、資料4-1を用いまして御説明をさせていただきます。

杏林大学でのバリアフリーの講義におきまして、毎年、事務局のほうからバリアフリーのまちづくりに関する情報提供を行っております。昨年度、基本構想の改定で拡充しました心のバリアフリーに関連しまして、先ほどの資料3のほうは、心のバリアフリーの市の教育啓発特定事業そのものですが、こちらは杏林大学の授業の取り組みを紹介させていただくことによって、さらに、その議論を発展させていただきたいということで御報告させていただければと考えております。

まず、この杏林大学保健学部のリハビリテーション学科におきまして、作業療法学専攻

の3年生が学んでいらっしゃる「バリアフリー概論」という授業がございます。

資料4-1の1ページの下側にその地図を拝借して載せさせていただいておりますけれども、この赤枠で示していますキャンパスの周辺を学生がグループごとに歩きまして、その後、ワークショップを行って、このバリアフリーのまちづくりに関する意見交換をしていると聞いております。

その授業の中で、三鷹市のほうから本協議会の取り組みですとか、先ほど来御報告させていただいている移動円滑化のための特定事業のバリアフリーのまちづくりの取り組みを紹介させていただいているものです。

その内容につきましては、資料4-1の2ページ、3ページですね。かなり抜粋したものですけれども、こういった形で写真等を御覧いただきながら御説明をさせていただいております。

この市からの情報提供は、授業のほんの1時間分でございますので、本日は担当している先生にお越しいただいておりますので、この授業全般について、この後、御紹介いただきたいと思っております。

それでは、長島先生お願いします。

【杏林大学長島先生】 皆様、こんにちは。本日お邪魔しております、杏林大学保健学部リハビリテーション学科作業療法学専攻の長島泉と申します。どうぞよろしくお願いたします。

作業療法士という資格を御存じない方も中にはいらっしゃるかと思いますので、簡単に説明申し上げますと、リハビリテーションを行う医療職の1つです。

例えば、杏林大学医学部附属病院が近くにありますけれども、そちらのリハビリテーション科に作業療法士がおりますし、あとはメンタルヘルスの問題を抱えている方へのリハビリテーションとしても作業療法士が活躍しております。

こちら保健学部のリハビリテーション学科作業療法学専攻では、そういった作業療法士を養成するための教育機関と御理解いただければと思います。

リハビリテーションを行う上で、作業療法士だけではないんですけれども、そのほか理学療法士が患者様の状態を確認しながら、目指すべきは、患者様が戻られる生活、すなわち病院内の病室ではなくて、皆さん、それぞれの各家であつたり、各地域であります。

医療職ですから、解剖学とか病気を学ぶわけですが、こういったバリアフリー概論で、障がいを持った方、もしくは、お年を召された方、そういった方が暮らすまちと

というのが、どのようにバリアフリー化されているのか、もしくは、されていないのかという
ことを念頭に置いてリハビリテーションを進めていくというのは非常に重要だと考えて
おります。そういったことを念頭に入れて、バリアフリー概論のほうは進めております。

1 ページの授業概要のほうを御覧ください。

こちらはシラバスに記載しておりますものですが、中段に「特に、スペシャルニ
ーズを持つ個人においては、環境整備がニーズの質や量を左右する」、まさに、この点を学
生自身に実体験を持って経験してもらいたいと思ひまして、バリアフリー概論の講義を構
築しております。

ページを開けていただいて2 ページ目の上、授業スケジュールを御覧ください。

簡単なオリエンテーションを行いました後、授業を2回に分けて、フィールドワークを
行ってもらっています。こういった場所をフィールドワークしているかというのは、先ほ
ど事務局の方から御説明いただいた内容となっております。

このときに、2 ページの下の方見ていただきたいんですが、フィールドワークの方法
として、グループの中で、②、車椅子ユーザー（時に自操してみる）、車椅子介助者、松葉
づえユーザー、お年寄り（おいたろう利用）とありますけれども、こちら、「おいたろう」
というのは、擬似的に高齢者の体、身体的な特徴を体験するためのものでして、当学にあ
るんですけども、例えば、視野が非常に狭まって、全体が黄色く見えるようなゴーグル
を付けて、少し視覚的な課題を抱えるようなものも疑似体験する、そういったものを全て
装着してもらって、あとは1人、健常者、安全確保役ということでフィールドワークをし
てもらっています。

これまでは、ありがたいことに晴天に恵まれているわけですが、教員としまして
は、できれば雨が降っているときですとか、そういうときにも体験してもらいたいと思
っております、学生には事前に雨具の準備もしておくようにということで伝えておりま
す。

3 ページに進みまして、フィールドワークの視点を御覧ください。

まずは、どんどんバリアフリーのまちづくりが進んでいるとはいえ、バリアは生活の中
にそこかしこにあるはずですので、学生自身が体験しながら、まずはバリアを探しまし
ょう。そして、次、バリアフリーデザイン、もしくはユニバーサルデザインを探してみよう。
そして、プレゼンテーションしてもらおうというような授業の枠組みですので、写真を撮っ
たりだとか、プレゼンテーションの資料を集めましょうということで、フィールドワーク

では、具体的にこの3点を学生にさせていただいております。

ページ開けていただいて4ページの上を書いてありますのは、フィールドワークを経験して様々な学生の気づきがあったものを私のほうで要約をしております。

多くの学生は、ふだんは気づかないようなバリアというのを気づくことができたということですね。一番多かったのは、恐怖ということでした。すごく怖かった、もしくは疲れた、危険だと思った。この3点が非常に多くの学生から聞かれました。そして、下のほうに書いてありますけれども、自分のことで精いっぱいになってしまった、周りのことが見えなくなってしまう。そういうことも、余計その危険というのを身近に感じる部分でもあるのかなと思いましたが、身をもって体験することは大切だと学生が感じてくれたようですので、授業をやってよかったかなと思っております。

また、今、ちょうど心のバリアフリーの項目の御報告があったかと思うんですけども、実際に学生に体験してもらうことで、これまでも、やはり御病氣、障がいを持っている方に対応する職種を目指す学生ですので、声をかけたりだとかというのはしていたかと思うんですけども、自分自身で体験することで、ますますそういった困っていらっしゃる方がいらっしゃれば、声をかけたい、手伝いたい、配慮が必要だというような意見が多く聞かれた一方で、やはり個別性を考えると、あらゆる人にとってのバリアを完全になくすというのは非常に難しい課題なのではないかというような意見も聞かれました。

4ページの下の写真、もしくは5ページの上の写真は、学生がグループで分かれてフィールドワークをしているときの写真になります。5ページの下は、実際に三鷹市都市整備部の方に来ていただいたときの講義の風景となります。

杏林大学作業療法学専攻のバリアフリー概論についての説明を申し上げました。以上です。ありがとうございました。

【江守副会長】 ありがとうございました。

様々な取り組みがされていたということで御報告いただきましたが、何か御質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

地域の大学で、こういうフィールドを対象に授業されているというのは非常に喜ばしいというか、非常に羨ましい取り組みかなと思いますが、いかがでしょうか。私の興味で質問していいでしょうか。

受講生何人ぐらいでの授業で、それで私どももこういう授業をやるんですが、どうしても引っかかってくるのが疑似体験、これがやっぱり素人なんで、どうしても学生ががちゃ

がちややって終わりという、そうになってしまうんですが、やっぱり作業療法士の学校ですと、そういったところにも気を遣われているのかなというところをお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょう。

【杏林大学長島先生】 御質問ありがとうございます。受講者は、このバリアフリー概論、選択科目ではあるんですけども、その学年ほとんどが受講してくれておりまして、50名から、多いときで60名ぐらいです。

【江守副会長】 多いですね。

【杏林大学長島先生】 はい。そのときの学年の人数によって、グループ分けの数等を変えております。

もう一点、御質問いただいた学生の疑似体験への工夫ということなんですけれども、これは、やはり先ほどから出ている、「おいたろう」というのは、何というんでしょう、皆さん、星飛雄馬とかご存知でしょうか。

いろんなギプスがあり、あんなに派手なギプスではないんですが、やはり関節が曲がりにくいようなものを装着するんですけども、若い男子には全く効き目がないんですね。むしろ、体をちょっと鍛えられたぐらいになってしまうので、その点はグループの中で工夫をして、少しか弱い感じとか、そういった人にやってもらったりだとか、あとは、1年生、2年生の中で、解剖学ですとか、あとは各疾病論についても学んでおりますので、それぞれの学生の中で、ただの御高齢ではなくて、例えば、脳血管障がい、片まひを負っている方としてやってみるとか、意識をしながら疑似体験をするようにという言葉も添えてやってもらっています。

【江守副会長】 ありがとうございます。

車椅子なんかも使われたりとか、あと、杖とかも使われていたと思いますけども、そういう、健常者が使う車椅子と、実際に車椅子を使う人というのは、前提として、それが必要な身体能力かなと思いますけれども、そういったことに気をつけて使わないと、なかなか見つけられるバリアも変わってくるかなと思ひまして、そういうところは結構気をつけてやろうかなと思いますけども、なかなか若い子は健常者の前提で車椅子に乗っちゃったりとか、そういうところもあるので何か工夫があれば教えていただければと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

では、金川委員、お願いいたします。

【金川委員】 ただいま杏林大学の先生から、バリアフリー、特にリハビリテーションについての説明をされましたけど、要するに、この杏林大学に入院して、例えば、脳梗塞で、その後に何らかの障がいがあって、それでリハビリテーション科にその患者を回して、それでリハビリをするのか。そうじゃなくて、基本は独立したリハビリテーションシステムというのが構築されていて、リハビリに、要するに外来というんですか、それに行っても対処できるのか。そういう、何というか、ちょっといまいよく分からないんですよ。

要するに、例えば、具体的に脳梗塞になりました。半身、片まひになった。そのリハビリは杏林大学に入院した患者さんに対しては、それはもちろんやるでしょうけど、そうじゃなくて、要するに、全く関係なく一般の三鷹市民、あるいは、ほかのほうからリハビリテーションそのものに来て、そういうふうにやっていただけるのか。

それから、心のバリアフリーとは、そもそもリハビリテーションで、心とは何でしょうか。要するに、今、多岐にわたっていますよね。精神的なショック、それから、いじめ、はたまた何かいろいろなネットで誹謗中傷をされた。そういうことで自殺願望、それから鬱になった。

そういうものに対して、それこそ心ですから、そういう心のバリアフリー、心を開いて、そういう良い方向に持っていく。そういうあらゆるニーズに対して、杏林大学でやっているのか。

私たち三鷹市民は、ちょっと重篤になれば、すぐ杏林大学に行くんですけど、実際にどういう観点から対処しているのか。それをちょっとお聞きしたいと思いますが。

【江守副会長】 多岐にわたる御意見だったかと思いますが。

【杏林大学長島先生】 御質問ありがとうございます。

御質問の内容として、2点あったかと理解しております。1点は、リハビリテーションというのは、どのような流れで受けるのかという御質問だったかと思いますが。

まず、作業療法だけではないんですけども、リハビリテーションは医師の指示がなければ提供できないものです。ですから、杏林大学であれば、杏林大学に御入院されて、その主治医が、リハビリテーションの指示を出した方に対して、リハビリテーションを提供するという流れになります。

御入院されていない方でもリハビリテーションを受けていただくことは可能ではあるんですけども、杏林大学に主治医がいて、その主治医が必要であると判断をして処方箋を出した方、そういった方に限られてくるかと思いますが。

まず、杏林大学に限って言えば、そういった形になるんですけれども、もう少し視点を広げて、リハビリテーションというような考え方ですと、例えば、訪問リハビリテーションですとか、あとは通所リハビリテーションというものがございます。これは、訪問リハビリテーションにしても通所リハビリテーションにしても、病院だけではなくて、福祉系もしくは介護系の施設でも行われているものです。そういった形でリハビリテーションを受けていただくということは可能かなと考えております。

あと、もう一点、心についてなんですけれども、作業療法士という資格は、もともとメンタルヘルス領域から派生しております、精神疾患を持っていらっしゃる方に対しての作業療法というのを実際に提供をさせていただいております。

そのため、教育の中では、何か身体的な疾患だけに関わらず、精神、いわゆる心の成り立ちから、また心が疲れてしまったとき、壊れてしまったときに対して、その方がまた生活を再建していくときにどのような手助けができるのか。そういったものを授業の中で提供しております。答えになっておりますでしょうか。

【江守副会長】 いかがでしょうか、金川委員。

【金川委員】 やはりドクターの診断によって、リハビリをするということは本質的だと思いますけど、そうじゃなくて、やはり、このリハビリということを一一般の人でも、ちょっと足が痛くて歩けなくなったとか、そういう人が増えたときも、気楽に杏林大学のほうへ行けるのかなと思ったんで、やはりそういうことじゃなくて、やっぱり一旦はそういうドクターというか、そういう指示の下にリハビリ科があつて、そこでいろいろやっているという感じなのでしょうか。

【江守副会長】 すみません。今回、この杏林大学でバリアフリー概論という授業をしていただいたという事例で、今のリハビリテーションの話は、まちづくり、あるいは、このバリアフリー法にのっとる議論に関してとは、ちょっと話がずれていますので、また後ほど、お話をお聞きしたいと思います。

今回の趣旨は、こういった授業を、この教育啓発特定事業の一環で、相互理解という意味の心のバリアフリーの一環で行ったということになりまして、精神的な部分の心とは話がちょっと違うので、一旦話を置かせていただければと思います。

私も、心のバリアフリーは分かりづらくて、あんまり好きな言葉ではないのですが、こういった言葉を国土交通省が使っていますので、これにのっとって進めさせていただいております。

【金川委員】 分かりました。要するに、学習の一環として、杏林大学で学生を対象にこういうことをやったということで、実際的なリハビリとか精神面の人とかじゃなくて、要するに、そういうカリキュラムを組んで、これを学生にやったんですよと説明したということですね。分かりました。

【江守副会長】 そういうことになります。もともと、こういったまちづくりとかには、あまり授業の内容としては取り組まない分野の学生に、バリアフリー法にのっとったハードウェアについて確認していただいたという事例でございます。

そのほか、いかがでしょうか。では、瀧澤委員、お願いします。

【瀧澤委員】 瀧澤です。取り組みのところ、伺わせていただきました。

私も興味本位の部分が出てきてしまうんですが、見える障がいと言えはいいんでしょうかね、車椅子の体験というのは、もちろん皆さんにとって大事だなというところもあるかと思いますが、やはり私個人的には、やっぱり視覚障がいの人たち、見えづらいではなくて見えない。聴覚障がいと言えば、聞こえづらいではなくて聞こえない状況でのバリアって何だろうって、結構大きなことなんじゃないかなと思っています。

先ほどの高齢者の体験のほうは、おそらく私も疑似体験で使ったことがあるので予想はできるんですけど、聞こえづらい、見えづらいだけなので、学生、大学生ぐらいだと、見えちゃう、聞こえちゃう。「こんなもんか」と、「聞こえづらいと大変だよな」ぐらいの状況になってしまいます。本当に思い切って見えない状況で、怖いというところに関しては、もうさらに「あ、動けないじゃん。これじゃ」というぐらいのものがあってもいいのかなとは思っております。

また、障がいを持たれている方、多分、この写真だと6人ぐらいが1グループになって歩かれているのは、もちろんいろんなものを発見するためには、これだけの人数になりますけれども、実際に当事者が歩いているのは、例えば2人とか、車椅子だったら単独だったり、視覚障がいの方でも1人で歩いているなんていうのが前提になると、また、さらに違う見え方もしてくると思います。

もし何かで、さらに深められるようなことがございましたら、少人数でやってみるとか、時間帯も昼間と夜ではまた違う景色も見えますので、様々な時期とか、そういうのも合わせてやっていただけると非常にありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

また、当事者のほうの力が必要だよということがあれば、ここでも同じように当事者が参加してと言っておりますので、ぜひお声がけいただければと思っております。

以上です。

【江守副会長】 ありがとうございます。御意見として。

【杏林大学長島先生】 大変貴重な御意見、ありがとうございました。ぜひ、当事者にも授業参画していただけるチャンスがございましたら、学生の学びの深まりには非常に重要になるかと思っておりますので、ぜひどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

【江守副会長】 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、こちらで用意した日程につきましては以上となりますが、全体を通して何か御質問、御意見等ございましたら、お受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

ごめんなさい。石田委員、お願いいたします。

【石田委員】 ありがとうございます。石田萌美と申します。

本日は、各部門の皆様のご具体的な実績を御共有いただき、三鷹市のまちづくりが着実に前進していると強く感じました。日々の御尽力、心から感謝申し上げます。

その一方で、公共施設のアップデートやバリアフリー化の取り組みについて、実際に利用した当事者でなければ、変化に気づきにくい現状があるのではないかと感じました。

私も資料を拝見して、ここがこう変わったんだというのを、いつも利用している公園だと、「ここがバリアフリーになった」と気づくんですけども、初めて知った箇所がたくさんありました。せっかくのすばらしい取り組みが市民全体に十分に伝わってないのではと感じました。

そこで、2点提案と質問がございます。まず、江守副会長からも先ほど御指摘がありましたが、企画段階でどの程度当事者にヒアリングを実施されているのか。また、その仕組みは継続的なものになっているのかというところを、各部門の皆様にお伺いしたいです。

さらに、整備後の利用者のフィードバックを可視化、共有する仕組みも検討できないかなと今考えておりました。

例えば、市報やSNSを利用してもいいと思いますし、とにかく、たくさんの使っている人に、不便がないか、バリアフリー化した、その後どう変わったかというのを集めて、三鷹市の市全体で、バリアフリー、私の中では、ちょっとストレスフリーなまちという個人的な解釈をしているんですけど、なっていけたらいいなと思って、感じました。

以上です。

【江守副会長】 ありがとうございます。私が最後に言おうとしたことを代弁していただいたような御意見だったと思いますが、この辺、事務局いかがでしょうか。

【事務局（梶原）】 御意見いただき、ありがとうございます。

確かに御指摘のとおり、この協議会の中では、こういったバリアフリーの取り組みによりまして改善した箇所を御報告させていただいているんですが、そこを市民の皆さんですとか、当事者の皆さんにアピールしていくとか、お知らせしていく部分が足りなかったのかなと感じております。

そういったところ、御提案もいただきましたし、市のホームページで御案内するとか、あとはバリアフリーマップみたいものがありますので、こういった形がよろしいのかというのをまた検討させていただければと思います。

併せて、そういったツールを使うことによって、企画段階でいただいた御意見とか、あと、整備後、当事者の方がどういった感想をお持ちだとか、そういったところも皆さんにお知らせしていくことも可能なんじゃないかなと思いますので、ちょっとやり方を検討させていただいて、また、この協議会の場合とか、皆様に御相談させていただければと思います。

以上です。

【江守副会長】 よろしいでしょうか。石田委員。

【石田委員】 ありがとうございます。

【江守副会長】 私が担当しているほかの行政では、出来上がったものとか事業者さんが工夫されたことを、当事者さんをお招きして、こんなふうにやってみましたという事例紹介の会を設けている行政もあります。このような事例には、やった側からすると、文句を言われそうで嫌だなという会をあえて設けたところがあります。びくびくしながら、やったところは意見をもらっていたんですけども、「こんなにやってくれてたんだ」という理解を逆に得たという効果もあります。要は、逆の相互理解ですね。だから、勇気を出して、ちょっとやってみるといいうのもありかなと思いますので、ぜひ検討してみてください。

もちろん計画のときに文句を言われるのも、計画をやり直さなきゃいけないとか、設計をやり直さなきゃいけないと、びくびくするんですけど、後から言われるよりは、コスト的な面からも、先に聞いておいたほうがいいかなと思います。

そのほかいかがでしょうか。大丈夫ですかね、ということで、最後、講評ということなん

ですが。

【事務局（高木）】 すみません。私、道路管理課の高木と申します。着座にて、ちょっとお話しさせてください。

私のほうから、おとし8月にこの会にて情報提供させていただきました、京王井の頭線三鷹台駅の脇にある三鷹台1号踏切のバリアフリー化に関する工事について、改めて情報提供させていただきます。

こちらの踏み切りですが、今年度、バリアフリーに対応した踏切道内の視覚障がい者の安全対策として、国の基準に適合する方法により改良工事を実施する予定でございましたが、昨今の材料費、人件費等の工事費の急騰により、今年度の執行が困難となったため、改めて工事等を精査して、令和8年度以降にさせていただきます。この場を借りて、皆様に御報告させていただきます。どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。

以上であります。

【江守副会長】 御報告だったかと思いますが、よろしいでしょうか。ほかによろしいでしょうか。

では、講評ということで、今日、オブザーバーというか報告でお越しいただいた杏林大学の長島先生から何か一言ございますか。

【杏林大学長島先生】 恐れ入ります。本日は、杏林大学での教育の取り組みの報告をさせていただく機会をいただきまして、まず、ありがとうございます。

そして、今回、初めて、こちらのまちづくり推進協議会に参加させていただいたんですけども、それぞれ皆様のプロフェッショナルですとか、あとは皆さんの生活上で感じていらっしゃる事、そういったことが闊達にこういった議論に上がるというような場があるというのが本当に素晴らしいと思いましたが、また、こちらの教育にも関心を示していただいて、参加させていただいて本当に良かったと思います。貴重な機会として、また今後の授業に生かしていきたいと考えております。どうもありがとうございます。

【江守副会長】 ありがとうございます。

それでは、私のほうから講評ですけれども、今、国土交通省がこのバリアフリー法に関わる基本構想策定のガイドラインの改定に取り組んでいまして、年度としては、今年度までが第3次で、次の令和8年度からが第4次ということで基本構想策定のガイドラインの作成を今行っています。

ポイントは、まずは当事者のニーズをどう把握していますかというようなことを聞かれ

るといふか、重要視してくださいねというふなことで、おそらく東京都あたりからセルフチェックシートみたいなものが回ってくるかなと思ひますので御覚悟くださいというふことですね。

それから、もう一つは、デジタルを使つてバリアフリーをより推進できないかというふことで、私は別枠で携わつていふのが、空間情報をどう使つていきますかというふことであつたり、あるいは、オープンデータ化、オープンデータにするための基礎データを各自治体でどのようにまとめていけそうかなというふところを、来年度あたりから推進できればいいかなと思ひていふます。

それから、ウォークアブルとバリアフリーの連携というふことで、これは、ここでしたら、三鷹市さんが独自でやられていふ都市計画的な計画とか、それからマスタープラン上で計画していふそういつた計画と、バリアフリーの推進を連携させていふてほしいなというふところが、次のステップとして国土交通省が目論んでいふところですよ。

ですよので、当事者ニーズをどう把握していふますか、それから、デジタル対応していきましようね、それから、ほかの計画と連携して、公共交通も含めて連携していきましようというふようなところが次のバリアフリーの目指すところかなというふところになりますよので、この辺を御準備というふか、推進していければいいかなと思ひておひますよので、引き続き、御協力よろしくおひしたいと思ひます。

私からは以上となります。

では、事務局のほうにお返しいたします。

【事務局（石黒）】 江守副会長、どうもありがとうございます。

最後に、事務局から事務連絡をさせていただきます。配付資料として、意見票を御用意させていただきます。御記入いただきましたら、事務局まで御提出いただければと思ひます。なお、本日以降に御提出される場合は、2月27日までにファクスまたはメールにてお送りいただければと思ひます。

また、次回の開催時期は未定となっておりますが、令和8年度の同じような時期に開催を考へておひますよので、引き続き、よろしくおひいたします。

これをもちまして、本日の協議会を終了とさせていただきます。

お車でいらしていふ方で駐車券の認証処理がお済みでない方は、事務局までお声がけください。

本日は、長時間にわたり会議に御出席いただき、ありがとうございます。お気をつけ

てお帰りください。

以上となります。

— 了 —